トルコの公的扶助と都市貧困層

――「真の困窮者」をめぐる解釈の政治――

おり かみ かおる

《要 約》

政治的リベラリズムによれば、貧困は公共的に定義され対応されるべきものであり、ニーズ解釈の 政治への参加が民主主義にとって必要とされる。本稿は、トルコの代表的な公的扶助制度である連帯 基金を事例に、援助の受給者が、政治的リベラリズムが想定するニーズ解釈の政治とは異なる形では あるが、あるべき援助が定義される過程に一定の制約のもとで参加していることを、フィールド調査 の結果にもとづいて論じる。調査地の人々の多くは援助について、言説や概念を用いた政治の言葉を 語ることはできない。しかし「無知で怠惰な移動者=困窮者」であると同時に「伝統に忠実なアナト リア出身者」という二律背反的な視線を内面化することで、語り口を制約されつつもあるべき貧困救 済について語り、援助行政関係者に一定の圧力を加えることができた。

- I 課題の設定
- Ⅱ 貧困の社会問題化と公的扶助制度の導入
- Ⅲ 調査地の概要と連帯基金の活動
- Ⅳ 援助の語り
- V 異議申し立てと交渉の可能性 おわりに

I 課題の設定

1. はじめに

トルコでは1990年代後半から貧困が社会問題 化し、国や自治体、民間組織が貧困救済活動に 乗り出した。一部のマスメディアは、援助に殺 到する人々の姿を扇情的に報道し、援助機関の 汚職だけでなく援助を受ける側のモラルの低さ や援助への依存を非難した。貧困は、経済構造 の問題よりも、怠惰や無能、道徳心の欠如といった個人的な問題に帰せられるようになった。マスメディアは同時に、援助者の善意につけこむ多くのモラルなき人々とは対照的な一握りの真の困窮者たちがいるとし、彼らの生活がいかに貧しく惨めなものであるかを生々しい映像とともに紹介してきた。これらの番組の典型は、本人に窮状を語らせ、視聴者に支援を求めて送金先をテロップで流すというもので、貧困はここでも個人的な不幸の物語として描かれている。貧困は個人的な事情に由来する問題であると同時に政治や経済のしくみによって生み出される構造的な問題でもあると理解し、出演者以外にもさまざまな異なる事情を抱えた人々が同様に貧困に陥っているかもしれない、と想像する余

地はほとんど残されていない。いずれも「もうひとつのトルコ」(öteki Türkiye)という表現が示すように、援助を受ける人々を自分たちとは異なる世界に住む特殊な人々として描く点で共通している。

困窮者や援助受給者の他者化は、マスメディ アのみの問題ではない。トルコのアカデミズム もまた、より洗練された形で同様の議論の型を 踏襲してきたといえる。トルコで貧困を学問的 な課題としていち早く取り上げたのは社会政策 研究であり、その中心的な課題は貧困救済の制 度設計であった。そこでは援助を受ける側は, 制度設計に活かすべくそれぞれが抱える事情を 忖度されるとしても、設計に加わる立場には置 かれてこなかった。トルコの代表的な公的扶助 制度である「貧困との戦いと社会的相互扶助と 連帯のための基金 | (Yoksullukla Mücadele ve Sosval Yardımlasma ve Davanısmavı Tesvik Fonu. 以下「連帯基金」と略) について,これま での研究は、連帯基金の思想的背景としてイス ラム的慈善や伝統的相互扶助の精神が強調され ることで、受給者の選考や援助内容の決定過程 の不透明さや非効率性が覆い隠され、また貧困 救済における国家の責任が曖昧化されていると 指摘してきた [Buğra and Keyder 2003]。その 一方で、援助を受ける側が連帯基金の援助をど う捉えているかという視点は乏しい。たとえば 連帯基金の援助がイスラム的慈善の論理で運営 されていると批判されることはあっても、援助 を受ける当事者が基金の援助をイスラム的だと 理解しているかどうかはあまり問題にされてこ なかった。

援助を必要とする当事者が不在のまま援助のあり方が議論される背景には、困窮者をもの言

う市民ではなく代弁を必要とする人々だとする 認識が潜んでいるように思われる(注1)だが、 マイノリティとされる人々の主体性やエイジェ ンシーをめぐるこれまでの議論を踏まえるなら、 援助を受ける側もまた援助のあり方に影響を与 えているのではないかという素朴な疑問が浮か ぶ。本稿はこのような疑問を出発点とし、援助 を受ける人々もまた望ましい援助をめぐる合意 が形成される過程に一定の制約のもとで参加し ていることを、フィールド調査の結果にもとづ いて論じる。

2. 本稿の視点

援助を受ける側の声が制度設計をめぐる議論 に届きにくいという状況は、トルコに限られず、 多くの社会で観察される。政治的リベラリズム の考え方に立つ論者によれば、 貧困は公共的に 定義され対応されるべきものであり、ニーズ解 釈の政治 (politics of need interpretation) への 参加が民主主義にとって必要とされる [Fraser 1989]。 齋藤 (2000) が指摘するように、ニーズ 解釈の政治では,時間的経済的資源に加えて言 説資源の非対称性が決定的な重みをもつ。これ は貧困に苦しむ当事者が、それらの資源におい て最も乏しいという逆説的な事態がしばしば起 こるからである。新しいニーズ解釈の提起は新 たな資源の配分を請求するものであり、そうし た請求をするためにはある程度の言説資源が必 要となる。自らのニーズ解釈を提起するための 言説資源をもたなければ (たとえば相手を説得 する理性的な話し方ができない, 恥ずかしくて気 後れする等),政治的な存在者として遇されず, 配慮や保護の対象と見なされてしまう。その意 味で、ニーズ解釈の政治は必要を満たすという

次元だけでなく、政治的存在者として公共的な生を生きるという次元にも関わっている [齋藤2000,62-64]。ハーバーマスやアーレントの公共圏の議論では、人々はある程度の言説資源をもつことが自明の前提とされている [ハーバーマスやス1994; アレント1994]。だがハーバーマスやアーレントの議論を批判的に継承した政治的リベラリズムの論者たちは、言説資源という点で劣位にあるマイノリティも、支配的な公共圏とは相対的に異なった言説資源が形成される対抗的な公共圏をつくることによって、言説の抗争としての政治に参加することができるとした[フレイザー1999](注2)。

政治的リベラリズムにおける公共圏の議論に おいては、言説資源の非対称性に注目しつつも、 自律的な個人による言説と概念による討議が大 本の前提とされているように思われる。こうし た公共圏の議論に照らすなら、トルコでも貧困 に苦しむ当事者によるニーズ解釈の政治への参 加は限定的だということになる。トルコの社会 政策研究の第一人者であるブーラが、貧困問題 に取り組む市民社会団体は、援助団体となるよ りも圧力団体となって当事者のニーズを代弁せ よと主張するのは、そのような認識に立ってい るからであろう(注3)。トルコの政治状況をみる なら、彼女の主張は妥当だと筆者は考える。 そ のことを認めた上で、本稿は政治的リベラリズ ムが想定する自律的な個人による言説と概念に よる討議への参加とは別の形によるニーズ解釈 の政治の可能性に注目する。

言説や概念を用いた政治の言葉を語ることができないことは、政治権力と無関係であることを必ずしも意味しない。モダンで啓蒙された「市民」にたいして伝統的で遅れた「民衆」と

見なされる人々は、しばしば政治の言葉を奪わ れてきたが、しかし無言の承認や交渉、妥協を 通じて政治権力に関わってきた [Ahska 2009: Güney 2009b]。彼らは近代民主主義の概念であ る公論の形成に参加していなくとも、国家のあ り方を方向づけてきたといえる。問題は政治権 力よりむしろ, モダニティと伝統を対置させ, 人々を「市民」と「民衆」に分割する二項対立 的思考という権力であろう。バトラーが指摘す るように、制度や規範としての権力は主体にた いする押し付けであるとともに、彼/彼女の内 面をつくるものでもある。したがって人は概ね そのような権力によって規定されるが、彼/彼 女にはそれをエイジェントとして読み直し、変 化させる可能性が常に開かれている [Butler 1990: バトラー 2004]。バトラーの議論を、その リベラル主義的な自由観を回避しつつ拡張した マフムードは、人々のエイジェンシーを強制か 転覆か, 従属か抵抗かという単純な二分法で分 類するよりも、人々が制度や規範をいかに生き ているかをみるべきだとしている「Mahmood 2005]。このマフムードの議論に従えば、モダ ニティと伝統を対置させる二項対立的な思考と いう権力のもとで「民衆」のカテゴリに入れら れた人々が、彼らに割り当てられた「伝統」に よって語り口を制約されつつ、困窮者への公的 な支援をいかに語り、援助行政関係者と交渉し ているのかを明らかにする必要がある(注4)。

以上を踏まえ、本稿はトルコの代表的な公的 扶助制度である連帯基金に注目し、調査地にお ける公的扶助の定義の編成を民族誌的に分析す る。公的福祉の概念は一般に国家や社会の単位 で語られる。地域的な公的扶助の定義が成立し ているという前提で微視的な民族誌的分析を行

うことの意義に触れておくなら、第1に連帯基 金制度は全国で一律に適用されているとはいえ. 後述するように給付条件を細かく定めておらず, 給付条件の決定は、地域の事情にあわせて柔軟 に対応できるよう各基金に大幅な裁量が認めら れている。第2に、貧困と援助の経験は人々の 生活世界のなかでよりよく理解される。たしか に人々が自分たちの貧困を理解する際には、身 近な隣人や親族の生活状況だけでなく, マスメ ディアがつくりだす貧困や困窮者のイメージが 重要な尺度となっている。他方,都市/農村の 別,再開発プロジェクトやエスニック問題,そ れらに関連する住民の政治活動の有無などに よって、貧しさの内実や貧しさに与えられる意 味は異なるだろう。このことは、人々が抱く国 家のイメージや、人々がその肩越しに国家をみ る連帯基金との関係や連帯基金の援助について の考え方もまた多様であることを示唆している。

分析に用いるデータは、2006年12月~07年9月にイスタンブルの低所得地区で実施したインタビューと参与観察、およびその後の短期の継続調査の結果である。インタビューは連帯基金の事務局職員、ムフタール(区の下位単位であるマハッレの長。選挙で選出される)、評議委員会のメンバー(以上をまとめて以下「援助関係者」とする)、および連帯基金の援助に申請したことがあるか、申請を希望している人とその家族(以下「申請者」)と、その親族や知人に対して実施した。インタビューした申請者とその親族・知人は多くが移動者第一世代の女性である。インタビューの対象者は、民間慈善団体およびムフタールから紹介してもらい、さらに別の人を紹介してもらうという方法で選んだ。

以下, 第Ⅱ節で貧困が社会問題化し公的扶助

制度が導入された過程を整理する。第Ⅲ節では 調査地の社会構造と公的扶助の実践を概観する。 第Ⅳ節で職員と申請者がそれぞれいかなる援助 を望ましいと考えているのか検討し,第V節で は職員の援助実践にたいして申請者が異議申し 立てを行う可能性について考察する。

■ 貧困の社会問題化と公的扶助制度の導入

1. 移動パターンの変化と「新しい貧困」

トルコでは貧しさは常に存在していたものの, 近代化論的思考が優勢であった時代には開発を 通じてやがて解決可能な問題だと楽観視され, 社会問題として取り上げられることはなかった。 しかし1980年以降の政治経済情勢の変化は所得 格差を拡大させただけでなく、人口移動のパ ターンを変化させ、「新しい貧困」と呼ばれる 上昇の見込みのない絶望的な貧困を都市の移動 者社会のなかに生み出したといわれる。1990年 代のトルコにおける貧困の社会問題化は、EU 諸国をはじめとする世界的な貧困問題への注目 とともに、都市の移動者の窮状が注目を集めた ことを背景としていた。実際には農村部も都市 部と同様かそれ以上に貧しく, また失業や不安 定雇用の増加は移動者だけでなく, 勤労者すべ てに影響を及ぼしている。だが社会問題として 貧困が語られるとき、 それはしばしば大都市の 移動者社会の問題として語られてきた(注5)。

トルコでは農村への資本主義経済の浸透と工業化の進展を背景として、1950年代から都市化が本格化し、イスタンブルなど大都市の周辺部に広大なゲジェコンドゥ(gecekondu)地区が形成された。ゲジェコンドゥとはトルコ語で

「一夜建て」を意味し、農村からの移動者が大 都市の周辺部の土地(主に公有地)を不法占拠 して建てた建築基準を満たさない低質の住宅を 指す。ゲジェコンドゥ住民は雑業的な仕事に就 き公的な社会保障制度から実質的に排除された が, 親族や同郷出身者などの地縁血縁関係にも とづく互酬的ネットワークを通じて住居や職を 得ることで都市に定着してきた。農村から都市 への移動が比較的順調に進んだ背景には, 低税 率と農産物支持価格制度により農村が優遇され 都市の移動者の緩衝として機能したこと、およ び公有地の不法占拠が黙認され現状追認的に財 産権が認められたことがある。途上国でしばし ばみられる土地占拠・不法住宅建設の黙認は, 国家のインフォーマルな福利供給のなかでも最 も効果的な手段といわれる [Keyder 2005]。 そ のような国家のクライエンタリズムのもとで、 移動者は比較的容易に住居を確保することがで きた。トルコでは、オスマン帝国時代の超越的 な権威としての「父なる国家」(devlet baba) のイメージが、共和国が成立した以降も庶民の 間で維持されてきた [Tachau 1984; Özbudun 2000]。ゲジェコンドゥ住民にとって国家は, 国民の生活に責任をもちすべての問題を解決し てくれる父性主義な「父なる国家」であり、し たがって彼らにとって父の土地(である公有 地) に家を建てることは当然のことと理解され ていた [Karpat 1976, 202]。都市の中流階層以 上の人々もまた, 公的な住宅政策がない状況で 貧しい人々が最低限の住居を確保するための手 段としてゲジェコンドゥを容認した。

しかし1980年代に入ると状況が一変する。第 1に、経済自由化政策が進められたことによっ て移動者たちの生存戦略とそれを支える社会関 係に変化が起きた。イスタンブルでゲジェコン ドゥ地区の成り立ちと移動者の定着過程を調査 したウシュクとプナルジュオールは、この時期 の移動者社会の変化を次のように説明する。 1970年代の政治的経済的混乱を経て83年に成立 した祖国党政権が経済自由化政策と規制緩和政 策を進めると、都市の不動産価格が上昇した。 公有地は、財政赤字補塡のために売却されるよ うになり、占拠に対するかつてのような寛容な 措置はとられなくなった。一方, 政府はゲジェ コンドゥ住民からの支持を失うことを恐れ、公 有地占拠の取り締まり強化の代償として建築基 準を大幅に緩和した。するとゲジェコンドゥ地 区では土地の商業化が一気に進み、 開発業者の 手によって平屋が次々とアパートに建て替えら れた。「地主」であるゲジェコンドゥ住民は, 土地の提供と引き替えにアパートの一角を受け 取り、濡れ手で粟の利益を手にすることとなっ た。一方、新たに都市に移動してきた人々は、 住居を確保するのにもはや公有地の占拠という 手段に頼れないため、先発の移動者から比較的 安価に家や土地を譲り受けるか借りることにな る。こうして先発の移動者に後発の移動者が全 面的に依存せざるを得ない状況がつくられるこ とで、両者の関係はそれまでの比較的対等なも のから階梯的で搾取を含む庇護的な関係へと変 化した。新たな社会関係は、ネオリベラリスト 経済政策下にあって、アメリカでみられたよう な絶望的な極貧層の発生を未然に防ぐ役割を果 たしたが、しかしネオリベラリズムのもとでさ らに競争が激しくなると, ついには破綻し, 階 梯的な社会関係の最底辺に置かれた新参の移動 者たちは貧困からの脱出がより一層困難となっ た [Işık and Pınarcıoğlu 2001]。

第2に、移動のパターンと移動者の属性に変 化が起きた。1980年代に入ると都市化が開始し た50年代以来主たる人口流出源だった中央アナ トリアや黒海地域からの流出が減速する一方, クルド人が多く住む東南部で流出が始まった。 前者がよりよい生活を求める自発的な移動を中 心としていたのにたいして、後者は政治的な要 因による非自発的な移動であった。東南部では 1980年代半ばからトルコからの分離独立を求め るクルド人非合法組織とトルコ軍の戦闘が激化 した。政府の強制立ち退き政策や戦闘から避難 するために、家畜や畑を放棄し、近隣の都市や イスタンブルなど西部の大都市に大量のクルド 人が流入した。これらの人々の多くは、移動先 に頼るべき親族や同郷出身者とのネットワーク をもたない。そのためネットワークを媒介した 住居や職の確保や移動者コミュニティへの帰属 意識の獲得といった、自発的な移動者たちが経 験してきた都市への定着の過程をたどることが できない。さらに内戦地域出身であることを理 由に差別され危険視されることで、彼らは従来 の移動者が享受していた社会的上昇の機会から 二重に排除された [Keyder 2005]。

ここまで述べた2つの変化は、困窮者のイメージを変化させることになった。まず、貧困は都市の移動者の問題として語られるようになった。一方、移動者は都市の住民にとってもはや同情の対象ではなくなり、国家に依存し利得を引き出す強欲な人々だと考えられるようになった。クルド系の移動者には、さらに危険な人々というイメージも加わった。こうしたいくつかの変化は、結果として困窮者のイメージをかつての清貧から「怠惰で強欲で危険な移動者」へと変化させることとなった。冒頭で紹介

した困窮者にたいするマスメディアの冷淡な視線は、こうした事情を背景としている。

2. 連帯基金制度の導入

1961年の新憲法は、「経済社会生活は、公正と勤労の原則にもとづき、すべての人に人間としての尊厳が守られる生活水準を確保することを目的として整備されなければならない」(第41条)として、国民の社会権の保障を国家の責務とする社会国家の原則を打ち出した[Talas 1992]。しかし実際には、社会保障は勤労者とその扶養家族を対象とする社会保険制度を中心に整備され、困窮者にたいする公的扶助的な措置は予算のなかでも社会改革の試みのなかでも重視されることはなかった。都市のゲジェコンドゥ住民や農民に対しては、家族計画や成人識字教育などを除いて公的な福祉制度が適用されることはなく、上述したようなポピュリスト的な分配政策が福祉制度を代替してきた。

本稿で取り上げる連帯基金制度は、上述した都市の移動者の貧困が社会問題化する前夜の1986年に祖国党政権により導入された。連帯基金の導入について、ブーラらは1980年代に経済自由化へと政策を転換した祖国党政権による所得格差の拡大への素早い対応であったと評価する[Buğra 2007]。しかし、議会の承認を得ずに政府が自由に使途を決められる財源として祖国党政権によりもうけられ、ばらまき制度であると批判された基金制度にもとづいて導入されたことをあげ、経済安定構造調整プログラムの適用による実質賃金の急落により所得格差が拡大したことに不満をもつ貧困層にたいする選挙対策であったとする評価もある[Şenses 1999]。だが導入の経緯はともあれ、トルコの社会保障

制度がそれまで救済対象を実質的に限定してきたことを考えれば、市民であれば拠出の有無にかかわらず受給資格が与えられる普遍主義をとる連帯基金の導入は画期的な出来事だった(注6)。

連帯基金は導入当初はあまり機能していなかったが、1990年代後半の中道左派連立政権期に制度が整備され受給者数が伸びた [Buğra and Keyder 2003, 37] (注7)。2002年に親イスラム主義の公正発展党 (Adalet ve Kalkınma Partisi: AKP) が政権につくと、世界銀行の支援により制度の拡充と合理化が進められた。以下は制度の概要である。

(1) 目的と対象

連帯基金法(3294号法)は、その目的を「困窮した市民およびトルコに滞在する人々を援助し、社会的公正をもたらす手段を用いて公正な所得分配を実現し、社会的相互扶助と連帯の促進をはかる」(第1条)とし、生存権を普遍主義的に保障している。困窮者の基準は、「困窮しており、社会保険に未登録で年金などを受給していない市民、および一時的で小規模の援助ないし教育の機会が与えられれば社会貢献と生産が可能になる人々」と定められている(第2条)。

(2) 組織

内閣府の「社会的相互扶助と連帯」局 (Sosyal Yardımlaşma ve Dayanışma Genel Müdürlügü. 以下「連帯基金局」と略)が、全国978の自治体に設置された「社会的相互扶助と連帯のための基金」(Sosyal Yardımlaşma ve Dayanışma Vakfları. 以下「基金」と略)に予算を分配し、その活動を監督する。各自治体の基金は、法人格を与えられた市民社会組織であり、全国共通の援助プログラムに加えて、独自のプログラムをつくり

実施することが認められている。基金は、受給者を決定する評議委員会と援助業務を行う専属の職員から構成されている。評議委員会は、当該自治体に中央政府から派遣された地方行政官の長が座長をつとめ、出納役、各省庁の地方行政官(教育省、保健省、農業省、社会サービス児童保護局、宗務庁)、自治体首長、ムフタール、地域で貧困救済事業を行う市民社会組織、および慈善家の市民から構成されている。ムフタールと市民社会組織の各代表は互選で、慈善家の代表は県議会の推薦により選出される。官僚だけでなく、選挙で選出される首長や慈善団体の代表など市民の代表が参加することで、地域の事情に応じた柔軟な判断が可能になると期待されている(注8)。

(3) 職員

地方行政官が採用する。職員は採用された基金で勤務し、他の基金への転勤はない。職員は制度上公務員ではないが、連帯基金局が労働条件を決定し国家予算から賃金を支払う。福祉関係の仕事を経験しないまま採用される者が多いが、職員のごの向上が課題とされてきた。連帯基金局では基金の独立性を理由に、新制度の説明会などを除いて職員研修は行ってこなかったが、最近になって職員向けハンドブックを作成し全職員に配布した。また世界銀行が支援するSRAP(後述)の導入に伴い、応募者は国家公務員試験の受験(大卒が条件)が奨励されるようになった。

(4) 予算

連帯基金の予算は基金制度にもとづいている。 基金制度は公的資金の柔軟な利用を可能にする ことを目的として1980年代に当時の祖国党政権 が創設した制度で、通常の予算プロセスの適用を免れる(注9)。基金の財源は国営放送の広告収入や交通違反の罰金収入などの公的資金であるが、私的な寄付も財源として認められている。予算は二分割し、援助がピークを迎える年2回のバイラム(イスラムの祝日)の前にそれぞれ、各基金に配分される。

(5) 支援内容

資力調査にもとづく現金・現物援助(食料・燃料・学用品等)と医療サービス(無償医療サービスである「緑のカード」、および「緑のカード」の対象外の医療にたいする補助)(注10)を柱とする。2002年に世銀の支援で「社会的リスク削減プロジェクト」(Sosyal Riski Azaltma Projesi: SRAP)が加わった。SRAP は選別的で経済的自立を目標とする条件つき給付制度であり、中長期的な視野に立った貧困削減を目指す。職業訓練や資金提供による起業支援、および最貧層の乳幼児・学齢期の児童・妊婦を対象とした検診、通学を条件とする保健医療・教育支援などからなる。2007年に世銀支援が終了した後も制度は存続している。

(6) 申請と審査

援助の受給は申請にもとづいて行われる。基金事務所は申請を受理すると、職員が資力調査と家庭訪問調査を行い、週1回開かれる評議委員会に結果を報告する。評議委員会は職員の報告をもとに審議し、受給資格の有無と給付内容を多数決で決定する。申請と審査の手続きは、煩雑で不透明であるという批判を受けて、段階的に改定されてきた。基金ごとにばらばらだった申請書と資力調査の調査票が全国で統一化され、申請者のデータベースが作成されたほか、窓口で身分証をみせて申請すれば公的扶助関係

にすべての手続きがとれるワンストップサービスが導入された(注11)。また、首相府や連帯基金局のホットライン(電話とインターネット)による陳情も可能になった。

連帯基金の性格を簡潔にまとめるなら、それは地方分権的であり、地域の実情に即した援助を行うため実施機関は半官半民的な性格を与えられている。誰が「困窮者」であり、いかなる援助がふさわしいかは、各基金の評議委員会が判断する。つまり連帯基金法は困窮者救済による社会的公正の実現を目指すとしているが、具体的に何をもって社会的公正が実現されているとするかは各基金の判断にゆだねられている。そして基金の判断には、決定過程への市民代表の参加を通じて地域の事情が反映されることが期待されている。

3. 連帯基金制度の評価

連帯基金はこれまで実質的に公式の社会保障制度から排除されてきた人々をそこに包摂し、国家が市民の最低限の生活を保障するという憲法が定める社会権を普遍主義的に実現させた点で、トルコの社会国家の歴史において大きな意義をもつ。とりわけ、社会保険に未登録の人々への医療サービスの提供は重要である。これまでの縦割り行政を脱して地方政府と中央政府の関係者が協力する体制や、地域の事情に通じたムフタールや住民代表が決定過程に参加するしくみを肯定的に評価する論者もいる[たとえばBuğra and Keyder 2003, 38]。

しかし連帯基金は、問題の多い制度としてマスメディアや学識者から批判されてきた。手続きの煩雑さ、一時的で少額の援助なので貧困からの脱出には結びつかないこと、現物中心の給

付内容が受給者のニーズにあわないといった援 助の非効率性のほか、曖昧な受給資格基準が恣 意的な運用や汚職を招いていると指摘されてき た。とりわけ受給資格の曖昧さについて、イス ラム系を除くメディアは、「サダカ」 (sadaka, 喜捨)のように運営されている」と批判してき た(注12)。連帯基金を AKP 政権のイスラム主義 と結びつけた批判は、マスメディアの報道に限 らず一般の人々からもよく聞かれる。たしかに AKP が政権につくと連帯基金の予算は増大し、 またブーラによれば第1次 AKP 政権 (2002~03 年) は社会権に言及したが, 第2次 AKP 政権 (2003年~) は慈善としての社会扶助理解を強 めた (2008年2月14日付け Bir Gün)。とはいえ, すぐ後に述べるように連帯基金をイスラム的慈 善と理解する態度は中道左派連立政権時代にも みられたから、政権与党の政治的イデオロギー の反映としてのみこれを理解することはできな

ブーラら社会福祉の拡充を擁護する研究者たちもまた、連帯基金がイスラム的慈善の理解によって運営されていることを問題視するが、彼らはそれを伝統の残滓と捉え、ネオリベラリズムとの親和性を指摘する。中道左派連立政権時代に福祉行政関係者にインタビュー調査を行ったブーラとケイデルは、連帯基金の職員らが「申請者はなるべく手ぶらでは帰さない」ことを重視することや、当時の福祉担当大臣が「かつて父は店にサダカを求めてきた人には必ず何か与えていたが、健康そうな青年が来たときは仕事を見つけろと諭した。でも今自分はこれをできない。なぜならそういう若者も仕事を見つけられないからだ」と述べたことをあげ、連帯基金をイスラム的慈善の論理で理解する態度が

末端の職員から政策決定者まで福祉行政関係者 の間で共有されていると指摘した。ブーラらは、 イスラム的慈善の考え方は市民権にもとづく社 会福祉の概念とは異質のものであり、連帯基金 を透明な規則と手続きを備えた近代的な福祉シ ステムに再編する障害となるという。また、援 助者のイニシアチブや私的な慈善が重視されれ ば、 貧困救済における国家の責任が曖昧化する おそれもある。周知のように、ネオリベラリズ ムのもとで国家の福祉負担の軽減がはかられる 際には、しばしば伝統的な宗教規範や家族規範 が社会政策言説に持ち込まれてきた(注13)。 つま り,福祉行政関係者によるイスラム的慈善や家 族の伝統的相互扶助の重視は、不透明で恣意的 な制度運用を許し、福祉供給における国家の責 任を曖昧化する結果, 市民権にもとづく福祉の 実現を妨げているという [Buğra and Keyder 2003]。注意したいのは、ブーラらの議論では、 イスラムの慈善や家族の相互扶助はネオリベラ ルな福祉切り下げを正当化する論理として批判 されるだけでなく、伝統的な福祉供給の制度と して近代的な福祉制度に対置されることである。

このあと詳しく述べるように、調査地でも連帯基金の援助はイスラム的慈善や伝統的な家族の相互扶助規範の言葉で語られる。しかし、それらの言葉は調査地社会の日常的な援助規範における社会的公正の表現であり、生存権や社会権の考え方を浸食するネオリベラリズムの手段ではなく、一般の人々が公的扶助をある種の権利として捉え福祉行政に影響を及ぼすための手段として用いられていた。したがってあるべき公的扶助の定義への人々の関わりを取り上げるにあたっては、イスラム的慈善や相互扶助を近代的福祉制度に対置させるよりも、人々がそう

した日常的な援助規範をよりどころとして現実 の福祉行政といかに関わっているかという視点 が必要となる。

次に調査地の事例の検討に移るが、その前に 調査地の概要と連帯基金の活動を概観しておこう。

Ⅲ 調査地の概要と連帯基金の活動

1. S区の概要

調査を行ったS区は、ボスポラス海峡を挟 んでヨーロッパ側とアジア側に広がるイスタン ブル市のアジア側に位置し、イスタンブルで最 も貧しく遅れた地域といわれ、宗教的に保守的 なことで知られる。区の目抜き通りには役所の 建物や商店、6、7階建てのアパートが並び、 S区中心部とイスタンブルのヨーロッパ側とア ジア側の主要地区を結ぶ路線バスが走る。車道 を一部地下化して中央モスク前にもうけられた 広場は、日中、仕事を求める人や買い物を終え てベンチに座る人などで賑わっている。だがS 区の目抜き通りがこのように活気に満ち人であ ふれるようになったのは、ここ十年ほどのこと でしかない。イスタンブル県境に近いこの地域 は1985年以前には人口3700人ほどの村にすぎな かった。だが1980年代後半に急激な人口流入が 起きた結果,87年に自治体(区)に昇格し、調 査時(2007年)の人口は27万人を上回った。イ スタンブル市域内ではかなり遅い時期に突然人 口流入が始まったのは、市の周縁に位置するた め当局がゲジェコンドゥを取り締まりきれな かったことに加え、1990年代に自治体選挙に勝 利したイスラム主義政党がここを票田とするた めに土地購入を容易にするさまざまな非公式の 措置を講じたことによる [Tuğal 2003, 78, 82]。 以来, S区はイスラム主義政党の大票田となっ てきた。

住民は黒海沿岸地域の出身者や、アナトリア 東部から内戦を逃れてきたクルド系の人々、アナトリア各地からイスタンブルの中心部に移り 住んだものの定着できずS区に移ってきた人々 などからなる [Işık and Pınarcıoğlu 2001]。大 半はスンナ派ムスリムだが、異端派とされるアレヴィー派が集中する地区もある。教育水準は 総じて低く、日雇いの建設労働や荷物運びなど の仕事に就く人が多い(注14)。ただし格差の拡大 はS区でも起きており、住民の社会的経済的 な構成は必ずしも均質ではない。

住民にとってS区は、さまざまな地域から 異なる習慣や文化をもつ人々が集まったため互 いに理解しあえず、貧しく遅れた、吹き溜まり のような場所だと考えられている。S区を語る のによく持ち出されるのは、「対岸」(karsı)、 つまりイスタンブル市のヨーロッパ側であった。 「対岸」の住民は裕福で教育があり意識が高い とされる。そしてその対極に置かれるのがS 区で急速に増えつつあるとされる東南部出身の クルド系の人々であった。彼らは無知で強欲で、 無計画に子供を産み援助に依存して生活する 人々として、S区の後進性を象徴する人々とし て語られた。だがS区は「対岸 | にたいして 常にネガティブに表象されるわけではない。 ヨーロッパ側の住人が性規範から解放され、互 いに干渉し合わないかわりに助け合うこともな いのにたいし、S区の住人は貧しく教育もない が、伝統に忠実で信仰心が篤く、ナームス (namus, 性的名誉)を重んじ、親族の結びつき が強く互いに助け合う美質をもつとされた(注15)。 人々のS区とS区住民にたいするこうした矛盾した態度は、トルコ社会におけるモダニティ/伝統という二項対立的な見方や、伝統的なものにたいする二律背反的な考え方と深く結びついており(注16)、後述するように援助受給者にたいする限差しにも反映された。

2. 連帯基金事務所の活動

S区の連帯基金事務所はS区の中心部のカイ マカン (kaymakam. 中央政府から派遣された地方 行政官の長)の庁舎の一角にある。狭い部屋に 常時20人ほどの男女が詰めかけ、職員や研修生 が窓口で対応に追われる。窓口の担当者は申請 書を受理し、申請や受給に必要な手続きを説明 し、審査結果を尋ねる申請者には結果を伝える ほか、申請が却下された住民にたいして理由を 説明する。食い下がる住民に職員が声を荒げる ことも珍しくない。窓口に並ぶ人々だけでなく, カウンターを黙ってすり抜けたり,窓口の担当 者に頼み込んで扉を開けてもらい, 所長や職員 に直接陳情しようとする人, 職員がほかの申請 者たちにどのような結果を伝えるのか聞こうと 用が済んでも窓口のそばを離れない人などもい て、事務所は常に混雑し騒然としている。

S区の連帯基金への登録世帯数(審査の結果 受給が認められなかった世帯を含む)は2009年現 在,人口約27万人にたいして約1万500世帯で ある。所長が事務所で働き始めた1994年当時の 登録世帯数は200程度だったという。登録世帯 数の全国データがないために具体的な数字はあ げられないが、所長によればS区は現在、イ スタンブル市内で受給世帯比率が最も高い区の ひとつである。

受給者の選考は、世帯収入と持ち家の有無、

自家用車や出身村の農地などの所有状況のほか, 家族の状況を考慮しながら、評議委員会が総合 的に判断し行う。夫と離死別した女性 (dul) と父親のいない孤児 (yetim) は優先され、こ れに高齢や病気、障害のために働けない男性が 続く。男性は健康で働くことができれば援助の 優先的な対象とは見なされない。経済危機と景 気後退に加え、調査時には違法建築を取り締ま るため区が新規の建築を制限したため区内の唯 一の産業である建設業は縮小し、日雇いで働く 人が仕事を見つけることは一層難しくなり、申 請の相当部分は失業中の男性が占めていた (申 請に訪れるのは女性が圧倒的に多いが、事務所で は夫のいる女性の申請は受けつけず、夫に申請させ、 夫の名義で書類を作成している)。しかし職員た ちは、そうした事情を理解しつつも、失業状態 にあるのは怠け癖や仕事のえり好みなど本人に 主な原因があるとし、失業者を継続的に援助す れば依存と怠惰を招くと考えていた。毎月継続 的な受給が認められるのは、SRAP 受給者、寡 婦と孤児、および身寄りのない高齢者などに限 られ、それ以外は1回の申請につき1回の援助が 標準であった(注17)。

S区基金の予算はほとんどが国家予算で、寄付は1パーセントにも満たない。2007年に連帯基金局から配分された基金の年間予算(人件費を除く)は4万3000リラであり、これに新学期の開始時とバイラムに合計10万リラ、および冬季の石炭購入費用として1万リラが別途配分された(2007年に1リラは約100円)。SRAPは連帯基金局が直接支給するが、S区の受給者には合計10万リラが支給された。このほか電動車椅子などの大きな出費にも連帯基金局から別途支出が認められることがある。

1週間の平均的な申請件数は100~150件である。官庁のデータベースを用いて資力調査を行い、社会保険登録者など明らかに資格要件を満たしていないケースをここから除くと、平均して50~80件が残る。それらの申請者について、職員が家庭訪問調査を行い、資力調査の結果とともに評議委員会に報告する。家庭訪問調査では家財や家屋の状態、家族構成などを確認し、必要があれば近所の住民やムフタールにも申請者世帯について尋ねる。S区はゲジェコンドゥが多く不動産登記が不備であるため土地や家屋の所有を隠しやすく、また親族間で住居や資金を融通し合うため、実際の暮らし向きを把握するには家庭訪問調査が欠かせない。

評議委員会の審査にかけられれば、何らかの 援助が認められることが多い。たとえば石炭配 布の繁忙期であった2009年10月のある週には、 審査した145件のうち132件に援助が認められた。 援助は現金と石炭のほか、学用品などである。 起業支援プロジェクトの実施はまだ少ない。現 金支給は1回につき300~400リラ(区内の最も安 い家賃1カ月分に相当)で、学用品は新学期の 開始時に PTA を通じて生徒に配布される。調 **査時には援助の効率と公正さを高めるために連** 帯基金と自治体などの公的機関が受給者情報を 共有し、援助を分担する体制が整えられた。連 帯基金では食糧支援は行わず、食料が必要な場 合は区に申請させていた。他の基金と同じくS 区基金でも少数の最も困窮した人々に手厚く支 援するより、少額であってもできるだけ多くの 人々に援助することが目指される。しかし、職 員たちはなるべく多くの人に援助が行き渡るよ う腐心しつつも、人々にたいして援助に依存す ると批判的であった。

事務所の職員は所長 I (40代男性)のほか 4 名 (20代~40代,調査時には男女のときと女性のみのときがあった)で、バイラムの前や石炭配布の時期など繁忙期には研修生 (職業高校の生徒)や臨時職員数名がこれに加わる。職員は 1 人を除いて S 区の住民である。修士卒 1 名を含め全員が高卒以上であり、S 区内では高学歴者が集中する職場といえる。幼稚園や高齢者施設での勤務や代用教員の経験者はいるが、他の多くの基金と同様ソーシャルワーカーはいない。

職員は繁忙期には昼休みにも電話や訪問者に対応し、所長Iを筆頭に週末の出勤や泊り込みで働くことも珍しくない。申請者の家庭訪問調査も原則としてすべて行っている。評議委員会を定期的に開催しなかったり、家庭訪問調査を省略する基金事務所が少なくないことを考えると、S区基金事務所の活動ぶりは非常に熱心でまじめといえよう。これにはS区に基金が設立された1997年から勤務する所長Iの功績が大きい。

連帯基金制度は申請主義をとるが、困窮者を見かけた場合は申請を勧めるよう職員に義務づけている。S区基金の職員は家庭訪問などで地域を巡回する際に該当しそうな人たちに援助の申請を勧めるほか、AKP区支部の福祉担当の区議員が作成した困窮者リストも「主な情報源」(職員D)として利用し、申請を勧めていた(注18)。一方、住民の申請はすべて受理しなければならないにもかかわらず、窓口の職員が援助を受ける資格がないと勝手に判断し受理しないこともあった。

福祉行政関係者と福祉利用者の関係が人格的 で非対称的なものになりがちであることはよく 指摘される。S区基金でもこれは同様であった。 職員は、「この仕事は自己犠牲が必要だ。心の 仕事だ。心でもって何かを与えるのでなければ、 この仕事はできない」(所長I)と考えており、 後で述べるように申請者にたいしても高いモラ ルを要求する。職員は申請者が援助に価すると 考えれば温情主義的な態度をとるが、援助を必 要としないのに申請したと判断すれば、冷たく あしらうことや怒鳴りつけることもある。申請 者の側からは、援助申請の経験はしばしば、物 乞い扱いされ怒鳴られる屈辱的な経験として語 られた。職員と申請者の間のこうした非対称的 な関係は、人々が職員のやり方に異議を唱える ときのしかたに関わってくるのだが、これにつ いては第V節で取り上げる。次節では職員と申 請者の援助観をみていこう。

Ⅳ 援助の語り

連帯基金制度が援助の基準を「社会保険制度 に未登録でかつ困窮していること とだけ定め、 誰を困窮者と見なすかは各基金の判断にゆだね ていることはすでに述べた。基金は誰に援助す べきか、という問いにたいしては、職員も住民 も判で押したように寡婦と(父親のいない)孤 児, 高齢者や病気で働けない人(男性)をあげ た。しかし前節で述べたように、実際の申請の 大半は失業や低収入に苦しむ男性世帯主であり, そうした伝統的な困窮者観に当てはまらない 人々であった。職員にとっても住民にとっても, 援助の対象がもはや自明ではなくなり、また予 算が限られ「困窮者」の間に優先順位をつけざ るを得ない状況で、連帯基金の援助はどうある べきだと考えられているのだろうか。以下では、 誰が援助を受けるべきかという問題について、

「困窮者」の道徳的な定義づけに焦点を絞って 両者の考えを検討していく。道徳的な定義づけ に焦点を絞るのは第1に、援助の相場観がつく られにくいため、あるべき援助をめぐる語りが 道徳的な水準に収束しがちなことによる。第2 に、トルコにおける貧困の社会問題化は「困窮 者」の道徳的な評価を伴っており、これはS区 でも例外ではない。そのため「困窮者」を定義 する具体的な条件(寡婦である、持ち家がない 等)や援助の内容(現金か現物か等)について の議論は割愛する。

1. 基金職員

(1) 「真の困窮者|

事例1 職員 F は事務室の中まで押しかけ 彼女に陳情しようとする人たちと声を荒げてひ としきりやりとりした後、そばに座っていた筆 者を振り返り、憤懣やるかたない調子で次のよ うに語った。「国はみんなにくれると言って やって来る。自分は困窮していると勝手に思っ ている。恥知らずな人たちだ。困窮していると は、働けないこと、そして寡婦、つまり誰も扶 養してくれる人がおらず, 子供がまだ学校に 通っている女性のことだ。ここではとくに寡婦 を優先している。(中略)必要なものは人によっ てそれぞれ違う。パンがいる人もいれば、洗濯 機がいる人もいる。優先順序はまずパンがいる 人だ。首相府のホットラインに電話して、たと えば妻の具合が悪くて夫婦に子供ができないな どと訴える人がいる。すると首相府はこちらに メールで情報を送り、調べて返事をするように といってくる。それで家を訪ねると、夫は働い ていて社会保険もある。手で洗うのは大変だか ら洗濯機が欲しい、テレビに電話番号が出たか らかけたなどという。欲しいと言うのが恥ずかしい人もいれば、権利(hak)だと考えている人もいる。これは自分たちの権利だと。でも権利などというものはない。私たちは困窮している人に援助する。援助を欲しがらない人は、まわりから変な目で見られるのを恐れ、自尊心が傷つくのを嫌がるから欲しがらないのだ。ことわざにもあるとおり、『自分の脂で自分を炒める』(kendi yağıyla kavrulurlar. 不自由でも他人に頼らない、あるもので間に合わせる)。彼らはあるもので満足することを知っていて、干からびたパンを食べても近所の人や国に腹が減った、助けてくれとは言わない」。

S区の人々が援助について話すときによく聞 かれたのは「真の困窮者 (gercek fakir) を援助 しなければならない」という言葉である。これ は、真の困窮者とは控えめで人々に助けを乞わ ないから、その様子から察する必要があるとい うクルアーンの一節に由来する「日本ムスリム 協会 1983. 第2章273節]。だが職員の間ではこ の言葉は、援助を求める人は実は困窮しておら ず援助にふさわしくないと読み替えられ、申請 者を批判するのに用いられていた。事例1が示 すように、職員は「真の困窮者」は遠慮し恥ず かしがって申請せず、したがってたいていの申 請者は嘘つきか, でなければ本来必要がないの に援助を欲しがる制度の濫用者だと考えていた。 そのような濫用者とは、たとえば「夫が障害者 で子供が3人いる女性にSRAPの給付を認め たら、5年後、子供は7人になり、流産も3回 していた。これは制度の濫用以外の何ものでも ない。どうせ国が面倒をみてくれる, 国は面倒 をみなければいけないと考えている | (所長 I)

ような、必要以上に援助を欲しがり、援助に依 存する人々であった。

では人々が必要ないのに援助を欲しがるのは なぜか。職員によれば、それはひとつには人々 がイスラムの正しい知識をもたず道徳心を欠い ているためであった。職員 M によれば、「彼ら は宗教について何も勉強していない。昔はスル タン・アフメット・モスク(オスマン帝国時代 に建てられた,イスタンブルを代表するモスク) にお金を置いておくと、必要な分だけとって いったというが、今なら全部持っていく」とい う。そして人々が無知で道徳心を欠くのは、彼 らが移動者だからだと考えられた。「昔のワク フ文明の伝統は失われてしまった。イスラムで は助け、与えることが重視される。かつては自 分から援助を求めたりしなかったものだ。オス マン国家はワクフ文明だったから人々は援助す ることを好んだ。連帯基金も国がつくったワク フだ。今の状況は人口移動がもたらした問題だ。 村から都市への移動者が社会の構造をだめにし ている」(所長 I)(注19)。

虚偽の申請だけでなく申請する行為自体を、道徳に照らして評価しようとする職員たちのこうした態度は、最低限の生活の保障は社会権だとする考え方とは明らかに相容れない。事例1で職員下が援助は人々の権利(hak)ではないと述べているのは、その一例である。トルコ語のhak は通常「権利」と訳されるが、後述するように多様な意味を含んでいる。事例1の文脈では市民権としての権利よりも、もらうのが当然の「正当な取り分」という意味に近い。ただし、そのような意味でhakを用いたとしても、援助を申請し審査を受けることを道徳的な規範にもとづいて否定するのなら、職員下は社会

権としての権利も認めていないことになる。次にみるように職員たちにとって連帯基金の援助は、人々の権利としてよりも国の責務として、国が主導権をもって実践すべきものと考えられていた(注20)。

(2) 社会国家の責務

事例2 所長Iによれば、トルコで連帯基金 が必要となったのは、人々がみな貧困に陥りこ れまでのように伝統的な相互扶助を行えなく なったためであった。職員が資力調査を行う際 には隣人や親族からの援助の有無を尋ね、近い 親族(たとえば父親と息子)には援助するよう いうこともあるが、しかし本人に周囲に助けを 求めるよう助言することはないという。なぜな ら,「イスラムによれば助けを求める権利はご く限られている。助けを求めることができるの は、その日の食べ物がないときだけ。それより、 隣人が困っていれば助けることが私の責務だ。 預言者ムハンマドは『隣人が飢えているときに 腹を満たして寝るものは我々の仲間(つまりム スリム)ではない』と言った。それにトルコで は『父なる国家』といわれる。父親が子供に必 要なものを揃えてやるのと同じように, 国に とって市民は子供のようなものだ。つまり父親 文化がある。息子が服を買うのに、隣の家の人 に買ってもらえとはいわないだろう。連帯基金 の援助は国のゼキャット (zekat, 喜捨) のよう なものだと考えたらいい。市民が援助するよう に国家も援助する。市民に隣人を助ける義務が あるのと同様に、国も助ける。社会国家とは貧 しい市民を助けることだ」。

つまり所長Iによれば,連帯基金の援助は, 隣人や親族どうしの日常的な相互扶助や喜捨,

あるいは父による子の扶養を、国が肩代わりす るしくみであった。「隣人が飢えているときに 腹を満たして寝る者は我々の仲間ではない」と いうハディース(預言者ムハンマドの言行録)か らの引用(注21) が示すように、困窮者が自分か ら助けを求めるのではなく、援助者が彼らを見 つけ出さねばならない。だが同時に援助者は, 子に頼られれば少しでもそれに応えようとする 父のように, 助けを求めてきた相手を失望させ まいとする。S区基金では、評議委員会の審査 を受けた申請者はほとんどが何らかの援助を認 められるが、これは「メヴラーナ^(注22) は相手 を絶望させてはいけないといった。だからここ でも援助を申請しに来た人は手ぶらでは帰さな いようにつとめている」(所長 I) からであった。 ただし、国家の善意を濫用する者は許されない。 「もちろん国に責任はある。社会国家なのだか ら困っている人の面倒をみなければならない。 でも市民はこれを濫用してはいけない」(所長 I) のである。

「隣人にたいする義務」であれ「父なる国家」であれ、いずれの考え方においても、市民の救済は国家の道徳的な義務として説明される。職員にとって困窮者への援助の意義は、社会権の実現や最低水準の生活の保障よりも、父が子にたいするように、あるいは隣人どうしが助け合うように、国が人々に手を差し伸べ安心させることに置かれていることが明らかであろう。

なお、トルコでは世俗主義の原則が浸透しているため、所長や職員らが事務所で申請者と援助について話すときに「国の援助は市民への喜捨だ」といった直接的な宗教的表現を用いることは考えにくい。所長Iが宗教的な比喩を用いて連帯基金の制度や事務所の活動について語っ

たのは、筆者が外国人であり、また申請者のいない場所や時間に打ち解けた雰囲気のなかで話 を聞いたためだと思われる。

2. 住民

(1) 市民の権利

事例 3 30代の寡婦 N は兄弟の近くに住み、 手内職と初等学校に诵う息子たちが兄弟の工場 で見習いとして働いて得られるわずかな報酬で 生計を立てていた。区内で工場を経営する兄弟 にも夫方の親族にも経済的な余裕はない。彼女 はこれまでたびたび連帯基金に援助を申請し, 冬場の石炭と断食月の食料パックは支給されて きたが、親族の家に住み家賃負担がないという 理由で学費補助や現金の支給は認められてこな かった。職員は彼女に「7人も兄弟がいるのだ から面倒をみてもらえ」と言ったという。Nの 兄によれば「私たちは2600リラも税金を納めて いる。それなのに姉は200リラもらうために物 乞い扱いされる。これはおかしいことだ。私た ちは一方では国に支払っているのだから。あの 2600リラの半分を姉に支払ってくれれば、姉は 苦労しなかった。これは権利だ。国はなぜ税金 を集めるのか。困窮者のために、国の機関のた めに、役人の給料を払うために、そのために集 めているのだから」。Nもまた国が彼女を援助 すべきだという。「うちは家賃を払っていない というけれど、家が私にお金をくれるとでもい うのか。国なのだから私を保護しなければなら ないのに。国なのだから、あるところまでは貧 乏人の面倒をみるべきだ。電気代や水道代は働 いている人も (働いていない) 私も払わなけれ ばならないのだから、国は私の面倒をみなけれ ばならない」。

職員が援助の受給は人々の権利ではないと述べるのと対照的に、S区の人々は、連帯基金から援助を受けることは、国家が困窮した市民に与えた権利だと考えていた。この事例のNたちが述べるように、そのような権利は税金や公共料金を納め市民としての義務を果たしていることへの見返りと理解されていた。だが市民の権利だとする根拠は必ずしも一様ではない。Nのように割り切った考え方がある一方で、国家はしばしば「国は貧乏人と手をつないで、困ったときも手を離さない」(40代女性)などと擬人化され、次の事例のように、信頼の対象として語られることもあった。

事例 4 夫と娘と暮らす30代の女性 S に N の話をしたところ、Sは援助を納税の見返りと 考えるのは間違っているという。「援助は税金 とは関係ない。貧困が増えないように援助する のだ。そうでなければアフリカのように貧しく なってしまう。私たちを発展させるのは国だ。 そのために国は物心両面 (maddi manevi) であ らゆることについて援助してくれる」。物心両 面の援助のうち心情的なそれとは、「側にいて くれること」だという。「私たちは国が助けて くれるとわかっている。国は一人一人のところ には来ないけれど、全体としてその存在を感じ させる。アフリカではまるで国がないかのよう だ。国があっても貧乏。これは国にお金がない から。だがトルコでは国にお金がある。国は、 『我々の市民をひどい目には遭わさない』とい う。トルコ共和国は市民を裏切らない」。

事例 5 30代の男性 C は、援助の受給資格

が認められなかったが、それはたまたまうまく いかなかっただけで、次にまた申請すれば必ず 認められるはずだという。「我々の国家は貧乏 人を助けてくれる。市民が困窮しているとき、 首相に伝えればすぐに手を差し伸べてくれる。 たとえばテレビに出て事情を説明すると,首相 や国の何かしらの機関から援助がくる」。Cに よれば連帯基金から援助を受けるのは、彼の権 利であった。「私の取り分 (pay) が取り分けら れている。困っている人、貧しい人には権利が ある。トルコ共和国はこれらの人々の面倒をみ なければならない。なぜなら、貧乏人と金持ち と、すべてを含めて国家が成り立っているのだ から。貧乏人も金持ちもない。貧乏人も投票し て政府を成立させているのだから政府は人々を 守るべきだ。みんな自分の権利を守らせようと して投票している。

Sの「心情的な援助」という表現に象徴されるように、SとCに共通するのは国がそばについているという安心感であった。これは所長Iの社会国家の理解とも重なる。

(2) 隣人にたいする義務

興味深いのは、援助を納税や投票の見返りと考えるか、擬人化された国家による援助と考えるかにかかわらず、援助は市民の権利である一方で、その行使は宗教的な道徳によって制限されると考えられていたことである。かつて援助を受けていた30代女性のYは、息子たちが仕事について生活が楽になったので援助はもう欲しくないといった。なぜなら、必要もないのに援助をもらえば「寡婦や孤児の権利を奪う」からだという。Yがいう権利(hak)とは、市民の権利(vatandaşın hakkı)ではなく、kul

hakkı(直訳は「人間の権利」,後述)を指している。次の事例にみるように,援助は困窮した市民の権利であって,仮に困窮していない市民が援助を受ければ,他者の kul hakkı を侵し,宗教的な道徳にもとると考えられた。

事例6 事例4のSは、娘を病院に連れて 行くために「緑のカード」を申し込みに基金を 訪れた。しかし対応した職員Dは「若いのだ からあなたが働きに出ればいい」と言い、追い 返そうとした。Sは「近所では金持ちが援助を もらっているけれど、ちゃんと調べたのか。一 緒に行ってみてみよう」と職員 D を非難し応 酬したが、申請書を受け取ってはもらえなかっ た。困ったSは、カイマカンの庁舎に勤務し ている近所の男性Bに相談した。Bが所長Iに Sのことを話したところ, 所長 I は家庭訪問調 査を省いてすぐにカード発行の手続きをとった。 「役所にたまたまB さんがいなければ、私は何 ももらえなかったろう。それほど不公正なこと が起きている。カイマカンにも会いに行ったけ れど、会わせてもらえなかった。でもBさん に頼んだら半日で『緑のカード』が出た。トル コの人々の権利 (hak) は侵害されている。私 のような人がたくさんいる」。Sによればこの 権利とは、市民が国から与えられた権利であっ た。問題はそれが正しく運用されていないこと だという。「Dはあそこで働いている人にすぎ ない。貧乏人は誰なのかを調べて援助するのが 仕事だ。それなのにまるで自分のポケットから 出して配っているような態度をとる」。 職員 D がきちんと調査しなかったことは、kul hakkı を侵す結果となった。「宗教的なことはふつう 公的機関では話されないし, 使われることもな

い。でも D は私やワクフに来るほかの困窮者たちの kul hakkı を侵害したことになる。というのは,彼女は私にはああいうことをしたし,彼女のせいで私は調査も受けずに『緑のカード』をもらったから。たしかに私は知り合いを使ったけれど,これは D がさせたことだ」。Sにとって病気の娘を抱えた彼女が基金から援助を受けることは市民に与えられた権利であった。しかしこの権利を行使するにあたっては,kul hakkı という今ひとつの権利を尊重しなければならないというのである。

では kul hakkı とは何か。 kul は神の奴隷, つまり人間を意味し、hak は真理や権利を意味 する。イスラム法学の専門用語としての kul hakkı は、神の法の対義語としての人間の法の 意であるが、日常語としての kul hakkı は 「人々が互いに行う奉仕(互いに費やす労力)、 互いにたいする権利」(insanların birbirlerine geçen emekleri, hakları) を 意 味 す る [TDK 1988^{] (注23)}。 日常語としての kul hakkı は人間 どうしの関係全般を規定する概念であるが、援 助についてこの言葉を使うときは特定の意味と なる。調査地で援助に関連して kul hakkı の意 味を質問したときによく持ち出されたのは、 「隣人が飢えているときに腹を満たして寝るも のは我々の仲間ではない」というハディースの 一節であった。つまり、kul hakkı とは、隣人 が困窮していないかどうか常に気を配り、困窮 していれば助けることだという。この考え方に 従えば、自分が困窮していても、より困窮して いる人がいれば、自分に提供される援助を辞退 し譲らなければならない。そうしなければ、彼 /彼女の hak を侵害してしまう。ここで用い られる hak は、ある人の「正当な取り分」や「割り当てられたもの」というほどの意味である。 kul hakkı の考え方においては、A が B を助けるとき、B にとって助けを受けることが当然である(権利である)ということより、A にとって B を助けることが義務であるということに重点が置かれる。 kul hakkı を日本語に訳すなら、「隣人の権利(取り分)が保障されるよう配慮する義務」が原義に近い。以下では「隣人にたいする義務」と訳すことにする(註24)。

この「隣人にたいする義務」の考え方によれば、ある基準を満たせば援助を受け取る権利が発生するという発想ではなく、援助する側に最も困っている人から順に援助する義務があることになる。個人の置かれた状況そのものよりも、他者との比較によって援助を受ける資格が決まるという発想といえる(注25)。こうした考え方は、職員が宗教的な表現こそ使わないが社会や他人の迷惑を考えて申請すべきだと述べたこととも共鳴する。

補足しておくと、ムスリムとしての道徳的な義務を語る者も、申請の際に申請書の内容を偽ったり、家庭訪問の際に家財を隠すことはある。トルコ各地で援助受給者から聞き取り調査を行った人類学者のボラは申請者のそうした行動を、人の話をまともに聞かず最初から疑ってかかる職員のやり方に対抗して援助を獲得するための戦術であり、職員との駆け引きの一部として理解すべきだと述べている(注26)。申請内容をごまかした申請者から話を聞く機会は一度しかなかったためさらなる調査が必要ではあるが、S区においても人々は自身を援助を受けるのに十分なほど困窮していると考え、嘘をつくことを援助獲得のための手段として合理化している

可能性は十分にある。

V 異議申し立てと交渉の可能性

1. 職員と申請者の関係

ここまでみてきたように、職員と申請者は、 連帯基金の援助は「隣人にたいする義務」の規 範にもとづいて分配されるべきと考える点で共 通していた。しかし職員が援助を人々の権利よ りもむしろ社会国家の責務と解釈したのにたい し、申請者はこれを納税の見返りであれ、擬人 化された国家による庇護であれ、困窮した市民 に国が与えた権利だと考えた。援助の性格につ いての両者の解釈の違いは、申請者の道徳心や 能力についての評価の違いから生まれている。 申請者自身は、申請するにあたって自らを律し ようとするが、職員は申請者にそうした道徳心 や能力を認めていない。職員にとって申請者は イスラムの正しい教えを知らず、他者を配慮で きない無知で怠惰な人々であり、職員こそがそ のなかから援助にふさわしい者を正しく選ぶこ とができると考えた。だが申請者にとっては、 事例6でSが職員Dの不手際を「隣人にたい する義務 | と関係づけたように、職員の役目は きちんと調査をし、決まった手続きを踏んで申 請を処理することにあり、彼らが「自分のポ ケットからお金を出して援助するかのよう」に 振る舞うのはおかしなことであった。

とはいえ、申請者は職員の振る舞いを不愉快と感じても、職員にたいして従順で受け身な態度と言葉遣いを求められる。そうでなければ「もらえるのが当然だと思っている」と非難され、怒鳴られたり物乞い扱いされて相手にされない可能性もある。たとえば、申請者はしばし

ば窓口で申請書を提出するだけでなく,カイマカンや所長に直接窮状を訴えようとするが,そうした陳情の場のやりとりはたいていカイマカンや所長が質問し、申請者が答えるという形をとる。申請者にとってこれはカイマカンや所長にたいする敬意の表現であると同時に、自分から進んで窮状を訴えるのではないことを示すための身振りでもある。

こうした非対称的で人格的な関係は, 福祉に おけるパターナリズムと一般に説明されるもの だが、S 区基金の場合、それは「民衆」に分類 された人々にたいする二律背反的な評価によっ てつくられていた。申請者は「無知で怠惰な移 動者=困窮者 | であると同時に「伝統に忠実な アナトリア出身者」と見なされた。職員は申請 者を一方では援助の濫用者と見なして物乞い扱 いし、他方で父が子にたいするように、あるい は隣人どうしが助け合うように、援助の手を差 し伸べた。上の陳情の例で申請者が「真の困窮 者 | らしく振る舞おうとするのは、職員が押し 付けてくるこうした関係のなかで援助を獲得す るための戦略だと考えられる。というのも、誰 が援助にふさわしいかを判断する客観的な基準 がないために、申請者は困窮していることを態 度や言葉で証明するしかない。

とはいえ彼ら自身もまた、そうした二律背反 的な評価を内面化していることに注意しなけれ ばならない。より困窮した人に配慮し、必要が ないと思えば援助の申請を控えることで、彼ら は自分を「無知で怠惰な移動者」ではなく「伝 統に忠実なアナトリア出身者」であると考える ことができた。たとえばある女性は、ムフター ルが同じマハッレに住む親族や同郷出身者に石 炭を配ったことを非難し、次のように述べた。 「金持ちは自分に同情を引こうとするけれど、 **貧乏人は誇り高いので悩みを言えないのです。** 金持ちは欲張りだから援助をもらいに行くけれ ど、貧乏人はお腹が空いてもそんなことはでき ない。たとえば学校に援助が届いても,全部金 持ちがとってしまう。娘の担任教師が言うには, この女性は4階建ての建物をもっているくせに、 子供のために制服をもらっていったそうです。 靴がなくてスリッパで登校する子供だってたく さんいるのに」。彼女にとって、周囲により貧 しい人がいるにもかかわらず、援助を欲しがり 手に入れることは、人としての誇りを失うこと であった。彼女のような人々は、援助関係者た ちとともに「モラルなき人々」という受給者像 を再生産しているといえよう。だが、彼女たち もいざ自分が援助を申請することになれば、そ のような受給者像に対抗して職員にたいして自 分を正当化しなければならない。「真の困窮 者」らしい態度や言葉が戦略として用いられる のは、そのようなときであった。

もっとも、自分を無知だと思い込むあまり、職員にたいして何も言えない申請者もいた。たとえば、基金から一時的な援助を受けたある年配の男性は、毎月継続的に給付を受けたいと考えたが申請しなかった。その理由について彼は次のように述べた。「恥ずかしいからではない。学(kültür)がないから話すときに受け身になってしまって説明できないのだ。学校に行っていないと話せないし、ものごとを深く考えられない。もっと欲しいと言ったときに『なぜか』と聞かれると、どう答えていいかわからないのだ」。

2. 異議申し立てとその影響

では「伝統に忠実なアナトリア出身者」として語り振る舞おうとする申請者は、職員のやり方を不当と感じたとき、それに異議を唱えることはできるのだろうか。もし可能だとして、そのことによって職員の援助実践は影響を受けるのだろうか。

調査地では、受給資格の選考から漏れた申請者が職員にたいし、異議を申し立てることは珍しくなかった。そのしかたは大きく分けて2つあった。ひとつは自分には援助を受ける資格があると主張するパターンである。

事例7 「『私は寡婦だ、障害者だ、老人だ』とか『私はトルコの市民じゃないのか』とかいう。『私はムスリムじゃないのか』という人もいる。でも困窮しているかどうかは、宗教とも市民であることとも関係ない。寡婦であるとか病人であるとかひとつだけをみてもわからない。それに、連帯基金はトルコ市民以外も援助の対象にしている。困窮しているかどうかは市民であることとは関係ない概念だ」(所長I)。

だが、ときに嘆願するような口調で行われるこうした主張は、この事例で所長Iが述べるように、職員からは身勝手だと受け取られてしまい、相手にされない。これまで繰り返し述べてきたように、職員は申請者には「隣人にたいする義務」を果たす道徳心も能力もないと考えているためである。

もうひとつの抗議のしかたは公正を期すよう 求めるというものである。申請者が手続きのミ スを指摘したり再調査を求めるケース,不正に 受給している者がいると苦情をいうケース,お よび職員の怠慢について苦情をいうケースなどがこれに含まれる。結論からいえば、これらは職員を動かすことのできるほとんど唯一の方法であった。

手続きのミスの指摘や再調査の要求にたいし ては、職員はコンピュータでデータベースを照 会し、誤り(住所変更が反映されていない等)が あれば修正し、迅速に対応する。また不正受給 者の通報があれば、やはり再調査を行う。職員 によれば、事務所には「車があるのに援助をも らっている」といった電話が頻繁にかかってく るが、調べてみるとたいていが誤解であること がわかるという。所長 I によれば、不正受給者 の苦情をいう人は嫉妬心からそうしている。同 様に、面と向かって職員を批判する人々も、本 人に問題があるからだという。「困窮している 人,援助を受ける権利のある人とは何も問題が 起きない。そうでない人たちが問題を起こす。 何で私にくれないのかという。私たちは問題に なるのは嫌だからこの男には援助しておこうと いったことはしないから | (所長 I)。だが、不 正受給の通報があればすぐに再調査を行うこと からもわかるように、職員は自分たちが調査を **怠り不正な受給を許している**,あるいは身びい きをしていると疑われることに敏感だった。

たとえばS区基金でバイラムの一括援助の 受給者選考に一律の基準を用いるのは、身びいきを疑われることにたいする対策だと考えられる。2010年の断食月明けのバイラムには、連帯基金局から2000世帯分の援助が届いたが、その配分方法について所長Iは次のように述べた。「登録者から2000人を選ぶのに、まず40歳以下で病気や障害やそのほかに特別な事情のある人を選考の対象にした。若い人を優先したのは子

供がまだ小さいため負担が大きいからだ。そして持ち家や車の有無などを条件に加え、年齢も30歳や35歳で切ったりして調整しながら、人数を絞った。資金が限られているから選考が必要だが、市民に選考の根拠を説明するのに苦労しないようこういう方法をとった」。

職員の不正や怠慢の疑いを晴らすためには, 評議委員会やその座長であるカイマカンの権威 が利用されることもある。 評議委員会の決定は, 申請者からは「あなたとか私とかではなく、偉 い人たち、カイマカンが決定している | (30代 女性)として重視される。援助が認められず納 得できない申請者には、職員は評議委員会の議 事録(受給資格を認めない理由が記され、評議委 員全員が署名する)をみせて納得させようとす る。なかでも中央政府が任命し派遣するカイマ カンは、最も国家に近く上位の存在とされる。 選挙で選ばれる区長やムフタールが票を意識す るのにたいして、カイマカンはより中立で公正 だと考えられている。申請者のなかには事務所 に苦情をいうかわりに、カイマカンに直接会い、 陳情する者が少なくない。そのため事務所では, カイマカンから苦情の内容について説明を求め られたときに対応できるよう、申請書と評議委 員会の審査結果をすべて保存している。

以上から、公正さにかんする人々の抗議は、基金の援助方針を大きく変えることはないとしても、職員に緊張感を与えていることは確かだろう。事例6でSは結局追い返されたが、職員Dに「私の周りは金持ちばかり援助をもらっているが、ちゃんと調査しているのか」と反論したのは実は効果的な一撃だったのである。Sと同様の言葉を職員に投げかける申請者は少なからずいた。職員が不正の指摘にこれほど敏感

であるのは、第1に連帯基金の援助にまとわりついた否定的なイメージを意識しているからだろう。マスメディアは連帯基金の援助について、受給者の不正だけでなく、援助関係者の不正についても大きく報道してきた。また、職員は申請者と「隣人にたいする義務」の規範を共有していることもあげられる。この規範こそが申請者に職員の援助実践への有効な異議申し立てを可能にしていた。ただしこうした状況は、援助実践における宗教道徳的な規範の役割をますます強化することも予想される。

では,「隣人にたいする義務」の規範の外部 では有効な異議申し立てはできないのだろうか。 紙幅が限られ、調査も不十分なため詳しく述べ ることはできないが、エスニック・マイノリ ティであるクルド系の人々のなかには、職員に たいし「クルドだから差別し援助をしないのだ ろう」と反論する人々がいた。たとえば事例3 のNはクルド系であった。彼女はその後子供 の学費補助を受けることができたが、もしそう でなければ「クルドだから差別しているのだろ う」と職員にいうつもりだったという。「職員 は、クルドだからどうこうということはできな い。トルコではそういうことは思っていてもい えない。そういう解釈をすれば罰せられるから, 怖がっていわない。でも私たちはそういうこと (クルドだから差別するということ) をいうこと ができる」(N)。多数派のトルコ系にたいして, クルド系は長い間その存在自体を否定され公的 な場でのクルド語の使用も禁じられてきた。ク ルド系の人々の扱いが政治的な議題となったの は、最近のことにすぎない。こうした抗議のし かたは、調査地社会における、市民の権利や 「市民」であることの意味の再考につながるか

もしれない。

おわりに

本稿はトルコの代表的な公的扶助制度である 連帯基金に注目し、受給者が、政治的リベラリ ズムが想定するニーズ解釈の政治とは異なる形 ではあるが、あるべき援助が定義される過程に 一定の制約のもとで参加していることを, フィールド調査の結果にもとづいて論じた。調 査地の人々の多くは援助について、 言説や概念 を用いた政治の言葉を語ることはできない。し かし「無知で怠惰な移動者=困窮者」であると 同時に「伝統に忠実なアナトリア出身者」とい う二律背反的な視線を内面化することで、語り 口を制約されつつもあるべき貧困救済について 語り、援助行政関係者に一定の圧力を加えるこ とができた。公的扶助の運営が宗教道徳的な規 範にもとづいて運営され, 人々の側もそれを受 け容れ、むしろ利用していることや、そのこと によって援助の対象となる人々が、社会の遅れ た部分として切り離される結果となっているこ とは、近代主義の立場からは批判されることか もしれない。だが、本稿では人々が自分たちに 割り当てられた「民衆」の立場をいかに利用し ているか、という点に注目しようとした。

最後に今後の課題をあげて結びにかえたい。 ひとつは規範と主体化にかかわる問題である。 本稿では、トルコ社会で優勢な伝統/近代の二 項対立的な思考と「伝統」にたいする視線が、 調査地の社会的経済的文脈において人々に規範 として内面化されていることを指摘し、それが 人々にどのような語りを可能にしているかとい う点に注目した。一方、そのような規範が人々 の内面に働きかけ主体を立ち上がらせるそのありようや、視線の内面化が意味するところは何かという点についてはほとんど触れることができなかった。

これに関連して、連帯基金制度の変化が主体 形成に及ぼす影響にも注目する必要がある。福 祉政策におけるネオリベラリズムの潮流は連帯 基金制度にも及んでいる。連帯基金局は2005年 ごろから援助の透明性を高め、合理化を進める とともに、現金現物支給を中心とする現行制度 の見直しと起業支援などワークフェア的援助の 推進を目標に掲げるようになった。最近になっ て政府や連帯基金局が少なくとも表向きはイス ラム的慈善を装うことを控えはじめたのは、こ のことと無関係ではないだろう(注27)。マスメ ディアからの批判をかわすことが狙いであると しても、かけ声だけでなく制度として強化され、 実質的な変化をもたらす可能性もある。2001~ 02年にイスタンブルのヨーロッパ側の貧困地区 で調査を行ったウストゥンダーは、先進国社会 におけるネオリベラルな統治性が援助の受給者 を能動的な個人として主体化したのにたいし, トルコの受給者は国家の貧困救済に期待し、貧 困のより一層の管理と統制を望む困窮者として 主体化されたと指摘した [Üstündağ 2005]。ウ ストゥンダーの主張は現在のS区の状況にも 概ね当てはまるように思われる。だが今後の政 策の展開次第では、S区の受給者たちもまた能 動的な起業家であることが求められるようにな るのかもしれない。

(注1) 困窮者の貧困観をインタビュー調査に もとづいて分析した Erdoğan (2002) のような 優れた社会学的研究も登場しているが、援助へ の言及は限定的である。 (注2) 齋藤はそのような対抗的な公共圏は、優勢な公共圏とは異なった言説のモードが重んじられ(たとえば、あまりに理路整然とした物言いはかえって信頼を勝ち得ない等),しばしば身近な人々の生への配慮という親密圏としての側面を備えるとしている[齋藤 2000,14-17]。本稿の事例における援助申請者たちは、この齋藤がいう意味での対抗的な公共圏を形成しているとあるいはいえるかもしれない。

(注3) 2006年11月に筆者が行ったインタビューによる。

(注4)「市民」もまた、自由に語ることはで きない。たとえばミドルクラス以上の社会階層 に属す人々は、実際には親族との情緒的なつな がりを維持することが普通であるにもかかわら ず, 核家族中心の生活が自分たちの標準である と語る。なぜなら彼らにとって親族との結びつ きはアナトリアの村人の伝統的な家族関係を想 起させるものであり、自分たちが維持するそれ をどう呼んでよいかわからない [Sirman 2005]。 また女子大学生の大学構内でのスカーフ着用が 騒動となったのは、大学というモダニティ(世 俗主義もそこに含まれる)を象徴する空間に、 モダニティの象徴としての女子大学生がモダニ ティと対立するとされるイスラムの象徴を持ち 込んだことが、世俗主義エリートを戸惑わせた からだった [Göle 2002]。

(注5) これにたいする批判として, たとえば Senses (2001) がある。

(注6) 公的扶助制度のさきがけは1976年に制定された困窮高齢者と心身障害者を対象とする制度である。普遍主義的な制度は連帯基金によって実現した。なお連帯基金法は当初対象者をトルコ市民としたが、後にトルコ滞在中の外国人が加わった。

(注7) 1990年代には連帯基金制度以外にも公共・民間の貧困救済事業が拡大した。社会保険未加入者のための無料医療制度(「緑のカード」)の導入,自治体の貧困救済プログラムの充実[Buğra and Keyder 2003, 33] に加え,貧困救済を目的とする市民社会組織の結成が相次いだ。

最大手の「灯台」(Deniz Feneri) と「誰もいないのか」(Kimse Yok mu) はそれぞれイスラム系のテレビ局を後ろ盾とし、扇情的な報道番組を通じて寄付を集めるほか、税控除の制度を利用する民間企業からの寄付をよりどころに、現在は国外でも活動を展開している。

(注8) 2009年9月に連帯基金局で行ったインタビューによる。インタビューに答えた担当者によれば、評議委員会の市民代表は「地元の思想的リーダーたち、つまりみんなが耳を傾ける人たち」であるという。

(注9) 1990年代後半に IMF が指導する財政 改革により,基金制度にもとづくほとんどの組 織は廃止されたが,連帯基金は世界銀行が社会 的意義を主張し擁護したため廃止を免れた。連 帯基金の運用の不透明さや恣意性が批判される 理由のひとつは,基金制度にもとづく点にある。

(注10)「緑のカード」制度は保健省の管轄だが、交付手続きは連帯基金で行っている。

(注11) それまでは申請に必要な各種証明書は、申請者が役所(区役所、土地登記所、警察署、税務署、社会保険事務所)に出向いて揃えていたが、職員がデータベースから直接入手できるようになった。

(注12) イスラムの喜捨には、サダカ(sadaka. アラビア語では sadaqa)と後述のゼキャット (zekat. アラビア語では zakat)がある。サダカ は自発的な喜捨、ゼキャットはムスリムの義務 としての喜捨。

(注13) トルコの社会福祉サービスを調査したヤズジュは、家族の暴力から保護を求める女性が「女性の本来の居場所は家族だ」という理由でソーシャルワーカーによって家族のもとに送り返される悲劇の背景に小さな国家への志向があるとしている [Yazıcı 2007]。

(注14) 2000年の人口センサスによれば、小学校修了未満が84.7パーセント、高校修了以上は7.5パーセント、女性の非識字率は20パーセントであった [SIS 2002]。

(注15) ナームスは親族女性のセクシュアリティの保護を通じて保たれる名誉であり、親族

関係を基礎づける伝統的な価値のひとつとされる。

(注16) チャタジーは、インドにおける植民地体制下でのネーションの形成について、モダンだが西洋主義ではない民族文化をつくるプロジェクトであったと指摘した [Chatterjee 1993, 132]。直接の植民地支配を経験しなかったトルコにおいてもまた、国民国家建設の過程ではモダンだが西洋主義ではない民族文化の創造を通じてネーションの確立が目指された。アナトリアの村人は「トルコの本質的な伝統」の担い手として担ぎ出されたが、しかし彼らは同時に民族の後進性を象徴する存在とも見なされ、近代化の過程から排除された [Ahska 2009]。現在もなおトルコ社会で優勢な伝統/近代の二項対立的な思考と「伝統」にたいする二律背反的な態度は、こうした経験を背景としている。

(注17) その都度援助すれば結果的に継続的に 援助していることになる。そのため事務所では3 カ月経たないうちは次の申請を受けつけていな い。

(注18) 容易に想像されるように AKP 区議員 の活動の主要な目的は選挙対策である。地方選挙前には、この議員はしばしば区の福祉担当者を伴い、党員からの情報をもとに住民を訪問した。また区内を巡回して貧しそうな家を見つけると、「AKP から来た」と名乗り、「次の選挙では AKP に投票するように」といって食料の詰め合わせを渡したうえで、連帯基金にも申請するよう助言していた。

(注19) イスラム法によるワクフ (vakuf) は、なんらかの収益を生む私財の所有者が、そこから得られる収益をある特定の慈善目的のため、私財の所有権を放棄する行為。設定された財源、その運営組織をさす場合もある [林 2002]。共和国以降世俗法のもとで設置された基金 (トルコ語では vakuf だが、イスラム法によるワクフと区別するために基金と訳す) は、オスマン帝国時代のイスラム法によるワクフとは本来別のものだが、所長 I は連帯基金を後者になぞらえている。なお、連帯基金を職員は「ワクフ」と

呼ぶが、住民は「カイマカンルック」 (kaymakamlık. 区行政府)ないし連帯基金の正式名称をはしょって「社会扶助」(Soysal Yardımlaşma)と呼ぶことが多い。

(注20) 連帯基金局の広報活動は,連帯基金について,憲法の社会国家の条項にもとづき,社会国家の責務として運営されていると説明している(2010年10月に連帯基金局で行ったインタビューによる)。

(注21) ジェンギズ・カレック氏 (イスタンブル・シェヒル大学) のご教示による。

(注22) イランの神秘主義詩人でメヴレウィー 教団の創始者である Mevlana jalal-ud-din Rumi のこと。

(注23) Kul hakkı の ア ラ ビ ア 語 は haqq adamiyyah である。イスラムの法理論においてhaqq (トルコ語の hak に同じ) には、神の法と人間の法の 2 種類がある。神の法で神が義務を課しており、その義務の派生物(反射)として人間の権利がある。たとえば、神の法により人を殺してはいけないという義務、人を殺したら殺されるか金を払うという義務が課されている。殺された側の遺族からは、その請求権という形で権利(のようにみえるもの)が派生することになる [中田 2003]。ただし宗教を教義としてだけでなく、生活様式として捉えるなら、こうした法理学的世界観を庶民の kul hakkı 理解に直接あてはめることには慎重でなければならない。

(注24) Redhouse (1995) によれば英訳は "one's duty to one's neighbor"。

(注25) 人々がしばしば基金の援助について「運」(şans) や「アッラーによって割り当てられたもの」(nasip) と表現するのは,こうした援助観と関係している。

(注26) Bora (2002) および2010年10月に行った本人へのインタビューによる。

(注27) 現在の担当大臣は最近の国会予算委員会の答弁で、「公的扶助はサダカではない。公的扶助をサダカだというのは見下した言い方だ。サダカとは、たまたま行き会った人に自分がし

たいように援助をするということだ。だが公的 扶助は規則に則って運営されている」と反論し、 起業支援の促進を通じて援助への依存と財政負 担を減らすと述べた(http://www.sydgm.gov. tr/tr/haberler/s/1370 2010年1月6日閲覧)。

文献リスト

<日本語文献>

アレント, ハンナ 1994.『人間の条件』(志水速雄 訳) 筑摩書房.

齋藤純一 2000. 『公共性』 岩波書店.

田辺繁治 2008.『ケアのコミュニティ――北タイの エイズ自助グループが切り開くもの――』岩 波書店.

中田考 2003.「イスラームの世界観とムスリム少数 派」(http://www1.doshisha.ac.jp/~knakata/ lecture3.html 2009年12月1日閲覧).

日本ムスリム協会 1983. 『聖クルアーン――日亜 対訳注解――』第2版(三田了一訳)日本ム スリム協会。

バトラー, ジュディス 2004.『触発する言葉――言語・権力・行為体――』(竹村和子訳) 岩波書店.

ハーバーマス, ユルゲン 1994. 『公共性の構造転換 ――市民社会のカテゴリーについての探求――』第2版(細谷貞雄・山田正行訳) 未来社.

林佳世子 2002.「ワクフ」大塚和夫他編『岩波イス ラーム辞典』岩波書店.

フレイザー, ナンシー 1999. 「公共圏の再考――既存の民主主義の批判のために――」クレイグ・キャルホーン編『ハーバマスと公共圏』(山本啓・新田滋訳) 未来社.

<外国語文献>

Ahska, Meltem 2009. "Türkiye'de İktidar ve Gerçeklik." In *Türkiye'de İktidarı Yeniden Düşünmek*. ed. Murat Güney. İstanbul: Varlık Yayınları.

Bora, Aksu 2002. "'Olmayan Nesini İdare Edeceksin?': Yoksulluk, Kadınlar ve Hane."

- In Yoksulluk Halleri: Türkiye'de Kent Yoksulluğunun Toplumsal Görünümleri. ed. Necmi Erdoğan. İstanbul: Demokrasi Kitaplığı.
- Buğra, Ayşe and Çağlar Keyder 2003. "New Poverty and the Changing Welfare Regime of Turkey." UNDP.
- Buğra, Ayşe2007. "AKP Döneminde Sosyal Politika ve Vatandaşlık." *Toplum ve Bilim* 108: 143-166.
- Butler, Judith 1990. Gender Trouble: Feminism and the Subversion of Identity. New York: Routledge.
- Chatterjee, Partha 1993. The Nation and Its Fragments: Colonial and Postcolonial Histories. Princeton: Princeton University Press.
- Erdoğan, Necmi ed. 2002. Yoksulluk Halleri: Türkiye'de Kent Yoksulluğunun Toplumsal Görünümleri. İstanbul: Demokrasi Kitaplığı.
- Fraser, Nancy 1989. Unruly Practices: Power,
 Discourse, and Gender in Contemporary
 Social Theory. Minneapolis: University of
 Minnesota Press.
- Göle, Nilüfer 2002. "Islam in Public: New Visibilities and New Imaginaries." *Public Culture* 14(1): 173-190.
- Güney, Murat ed. 2009a. *Türkiye'de İktidarı* Yeniden Düşünmek. İstanbul :Varlık Yayınları.
- 2009b. "Önsöz." In *Türkiye'de İktidarı* Yeniden Düşünmek. ed. Murat Güney. İstanbul: Varlık Yayınları.
- Işık, Oğuz and Melih Pınarcıoğlu 2001. Nöbetleşe Yokusulluk: Sultanbeyli Örneği. İstanbul: İletişim Yayınları.
- Karpat, Kemal H. 1976. *The Gecekondu: Rural Migration and Urbanization*. New York: Cambridge University Press.
- Keyder,Çağlar 2005. "Globalization and Social Exclusion in Istanbul." *International Journal*

- of Urban and Regional Research 29(1).
- Mahmood, Saba 2005. Politics of Piety: The Islamic Revival and the Feminist Subject. Princeton: Princeton University Press.
- Özbudun, Ergun 2000. Contemporary Turkish
 Politics: Challenges to Democratic
 Consolidation. Boulder: Lynne Rienner
 Publishers.
- Redhouse 1995. New Redhouse Turkish-English Dictionary. 15th ed. Istanbul: Redhouse.
- Republic of Turkey Prime Ministry General Directrate of Social Assistance and Solidarity n.d. Social Policy and Social Assistance in Turkey 2003-2009 March.
- Sirman, Nükhet 2005. "The Making of Familial Citizenship in Turkey." In *Citizenship in a Global World: European Questions and Turkish Experiences*. eds. Fuat Keyman and Ahmet Icduygu. London: Routledge.
- SIS (State Institute of Statistics Prime Ministry Republic of Turkey) 2002. Census of Population, Social and Economic Characteristics of Population, Istanbul. Ankara: State Institute of Statistics.
- Şenses, Fikret 1999. "Yoksullukla Mücadele ve Sosyal Yardımlaşma ve Dayanışmayı Teşvik Fonu." *ODTÜ Gelişme Dergisi* 26 (3-4).
- 2001. "Oğuz Işık ve M. Melih Pınarcıoğlu, Nöbetleşe Yokusulluk, Sultanbeyli Örneği, İletişim, İstanbul, 2001, 368s." *ODTÜ Gelişme Dergisi* 28 (3-4).
- Tachau, Frank 1984. "The Political Culture of Kemalist Turkey." In *Atatürk and the Modernization of Turkey*. ed. Jacob M. Landau. Boulder: Westview Press.
- Talas, Cahit 1992. *Türkiye'nin Açıklamalı Sosyal Politika Tarihi*. Ankara: Bilgi Yayınevi.
- Tuğal, Cihan 2003. "Islamism among the Urban Poor of Turkey: Religion, Space and Class in Everyday Political Interaction." Unpublished doctoral thesis submitted to the Department

of Sociology, the University of Michigan.

TDK (Türk Dil Kurumu) 1988. *Türkçe Sözlük*.

yeni baskı, Ankara: Türk Dil Kurumu.

Üstündağ, Zülal Nazan 2005. "Belonging to the Modern: Women's Suffering and Subjectivities in Urban Turkey." Unpublished doctoral thesis submitted to the Department of Sociology, Indiana University.

Yazıcı, Berna 2007. "Social Work and the Politics

of the Family." Unpublished doctoral thesis submitted to the Department of Anthropology, New York University.

(アジア経済研究所地域研究センター, 2010年3月10日受付, 2011年2月3日レフェリーの審査を経て掲載決定)